

NPOと行政との 共働マニュアル

みんなの力で“住みよいまち”に！



令和8年4月 改定

福岡市市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課

このマニュアルをお使いになる方へ

福岡市では、地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政など、さまざまな主体が、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、共働しながら、豊かで住みよいまちづくりを進めています。各局・区では、地域が抱える課題や事業の内容に応じて、関係する主体と連携し、共働による取り組みを進めています。

NPOと行政が、共働により効果的な取り組みを進めていくためには、お互いの組織文化や立場、特性の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。しかし、NPOのみなさまからは、「行政との共働の仕組みや手続きが分かりにくい。」といった声が寄せられる一方で、市職員からは、「NPOや共働に関心はあるものの、実際にどのように取り組めばよいのか、分からない。」といった声が寄せられています。

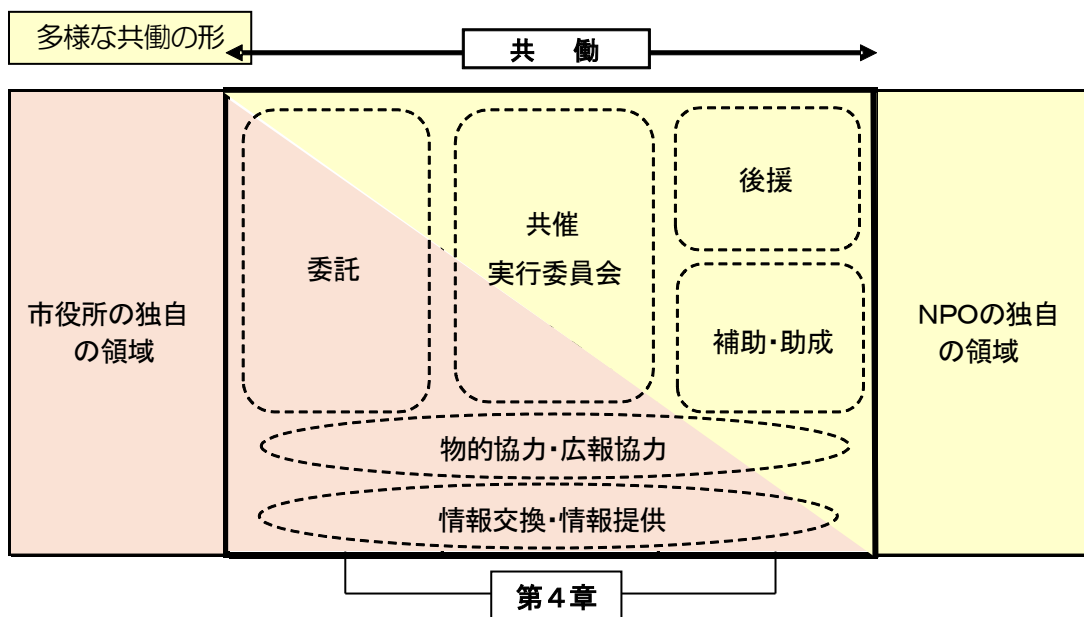
そこで、今回、NPOと行政との共働について、基本的な考え方や進め方を整理し、NPOのみなさまと市職員双方が共働への理解を深めていただくことを目的として、このマニュアルを作成しました。

共働の考え方や方法、進め方は事業の内容や状況によって異なります。

このマニュアルでは、多様な共働の形態の中でも、特にNPOと行政が対等な関係のもとで事業目的や目標を共有し、役割や責任、経費負担等を明確にした上で、事業に取り組む共働の意義や進め方を第3章で詳しく説明しています。

また、名義後援や情報交換・物的支援などの比較的ゆるやかな共働や、契約に基づく委託、行政によるNPOへの補助など、さまざまな共働の手法や進め方については第4章で説明しています。

本マニュアルが、NPOのみなさまと市職員が共に話し合い、協力し合いながら、より良い共働の第一歩を踏み出すための参考となれば幸いです。



第1章 共働に関する基礎知識

1. 共働の定義は 1
2. 共働の背景は 1
3. 共働によって期待される効果は 2
4. 本市における共働の現状は 3

第2章 お互いを理解する

1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識） 5
2. NPOの活動内容を知るには 8
3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識） 12

第3章 共働を進めるにあたって

1. 共働の基本原則は（ポイント） 16
2. 共働の基本的な流れ 20
3. 課題や市民ニーズの把握 21
4. 共働の検討 22
5. 共働のパートナーの選定 23
6. 共働の実施 24
7. 共働の振り返り、評価、見直し 25

第4章 さまざまな共働の形態

1. 共働にいたる経緯 29
2. 共働形態の選択 30
 - (1) 情報交換・意見交換 30
 - (2) 事業協力 31
 - (3) 企画・計画立案への参画 32
 - (4) 委託 33
 - (5) 共催 35
 - (6) 実行委員会・協議会 36
 - (7) 補助 38
 - (8) 後援 39

第1章. 共働に関する基礎知識

1. 共働の定義は

共働とは、市民、NPO※1、企業、行政など多様な主体が、役割と責任を認め合い、課題や目的を共有し、課題解決のために対等の立場で知恵や力をあわせて共に行動することです。

※1. NPO (Non-Profit Organization) とは

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利団体」を広く指します。営利を目的とせず、市民が主体となり、継続的かつ自発的に、社会的使命の実現を目指し、不特定多数の人々のために公益活動を行う組織のことです。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得したものを「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」と呼びます。

2. 共働の背景は

(1) 市民ニーズの多様化と行政の限界

少子高齢化や、情報化の進展など社会経済の変化に伴い、価値観やライフスタイルは、「集団から個人へ」「量から質へ」「画一から個性へ」と変化し、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化しています。

地域課題は、ますます複雑化・多岐化するとともに、若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上でのいじめ、高齢者の孤独死など、新たな課題が深刻化しています。こうしたなか、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があります。

平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等を理由として、財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

(2) 市民意識の高まりと市民公益活動の活性化

地域社会においては、環境美化、子ども育成、医療福祉、防災、まちづくりなど、自助・共助の必要性が高まり、市民の自主的で主体的な公益的活動が広がり、市民の社会参加や社会貢献意識も高まっています。

また、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。

市民生活に根差したNPOは、地域課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応しきれない課題やニーズに、柔軟かつ迅速に対応することができます。また、市民の共感や理解を促し、市民の参加の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの自主的・自発的公益活動の機運を高める存在でもあります。

3. 共働によって期待される効果は

共働により、市民、NPO、行政にとって、次のような効果が期待されます。

(1) 市民にとって

●市民サービスの向上

共働によって、これまでの市民サービスの見直しや改善、NPOの特性を活かした生活者本位のサービスの提供が促進され、きめ細やかで柔軟なサービスを受けることができます。

●活躍の場の創出

NPOの活動やNPOと行政の共働が推進されることによって、市民が公益的活動に参加する機会が増え、多彩な知識や経験を持った市民が活躍できる場や、活動の機会が広がります。

●市民参画の促進

市民が自発的、主体的にNPO活動に参加することを通じて行政と共働し、地域課題の解決に取り組むことで、行政に対する市民参画の促進につながります。

●住民自治意識の向上・自治活動の促進

市民がNPOを通じて地域課題の解決に関わることで、市民にとって市政がより身近なものとして感じられ、市の施策に参画しやすくなるとともに、地域における自主的・自立的な課題解決能力が一層高まり、地域社会の活力が向上していくことが期待できます。

(2) NPOにとって

●団体の使命を効果的に実現

自らの特性を活かしながら、団体が持つ使命（ミッション）や目的を、より効果的に実現することができます。

●団体の組織力の向上

行政との共働により、積極的な情報公開や、報告書の作成、適正な会計処理等が求められるため、事務処理能力がアップし、団体の組織力向上につながります。

●団体の社会的評価の向上と活動機会の創出

団体の存在や活動内容が認知・理解され、団体の社会的評価が向上するとともに、財源などを得られることで、組織や財政基盤の強化、活動の活性化につながります。

また、地域住民からの理解が得やすくなり、活動の場が広がることが期待されます。

●団体のネットワークの拡大

行政との共働により、NPO同士、また地域団体や企業など他の団体との協力体制や連携が生まれ、ネットワークが広がることが期待されます。

(3) 行政にとって

●きめの細かい市民サービスの提供

柔軟な発想と多様で専門的なノウハウを持つNPOとの共働により、多様化する市民ニーズに対応した、きめの細かい市民サービスを提供することができます。

●地域課題の発掘

行政が捉えていない地域課題に一早く気付き対応しているNPOと共働することによって、新たな地域課題を発掘し、施策に反映することができます。

●効果的・効率的な施策の実施

双方が持つ社会的な資源を有効活用することができ、行政とNPO双方の特性を活かすことで相乗効果を発揮し、効果的・効率的な施策の実現が可能となります。

●職員の意識の向上

異なる価値観や行動原理を持つNPOとの共働によって、職員が多様な発想・価値観を見出すことになり、職員の視野が広がり、行政の業務改善につながる契機となります。

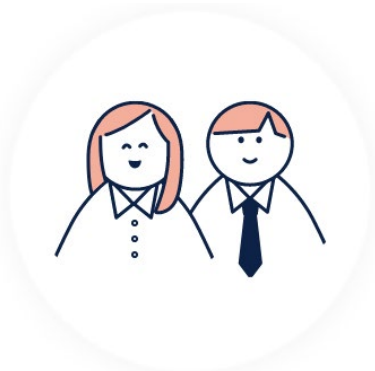
4. 本市における共働の現状は

(1) 福岡市における政策上の位置づけ（市民公益活動推進条例・市基本計画等）

本市においては、条例や各種計画に基づき、NPO等あらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、対等なパートナーシップのもとで共働するまちづくりを推進しています。

条例	内容
福岡市市民公益活動推進条例 [H17年4月施行]	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。</p>

計画	内容
第10次福岡市基本計画 [R6年12月策定]	<p>計画推進にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) 行政運営の基本的な方針</p> <p>① 多様な主体との共創・共働（抜粋）</p> <p>誰もが住みやすいまちであり続けるためには、様々な課題解決に向けて、市政の主役である市民と企業、行政などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしていくことが不可欠です。こうした取り組みには、福岡市を愛し、地域を育てる、情熱と地道な活動が必須であり、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体とつながり支え合い、最適な役割分担のもとで、共創・共働を進めます。</p> <p>分野別目標（めざす姿）</p> <p>目標3 地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている</p> <p>市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、地域コミュニティ活動の場となる公共施設をはじめ生活環境が整うことで、人と人がつながり、支え合いながら、元気に安心して暮らしています。</p> <p>施策3-1 つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化 《施策》</p> <p>持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の基盤強化、住民の自治意識の醸成などを図るとともに、地域活動を担う新たな人材の発掘や、市民、NPO、企業、大学など多様な主体が地域全体で支え合う関係を築くための支援を行います。</p>



(2) 本市におけるNPOとの共働の現状

本市では各局区において、環境啓発や、子育て支援、里親制度の普及啓発活動、応急手当普及啓発等、事業の内容等に応じて、NPOへの委託、補助、共催、事業協力等、多種多様な共働を行っています。

●福岡市とNPO・ボランティア団体との共働の実績 令和6年度実績 (複数選択可)

(出典) 福岡県NPO・ボランティア団体との協働事業調査

共働形態	委託	実行委員会・協議会	共催	指定管理	補助	後援	物的支援	人的支援	アダプトシステム	事業計画段階への参加	情報交換・情報提供等	その他
件数	29	21	18	12	22	29	30	1	0	0	4	12



◆「きょうどう」は共働？ 協働？

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを指す「きょうどう」という言葉。一般的には「協働」と表記されています。

1970年代から神戸市などを中心に行政と市民の協働によるまちづくりが推進されてきましたが、協働の意義が改めて確認されたのが、阪神・淡路大震災でした。警察や消防機関による被災者救助が追いつかない中、市民や自治会、ボランティアなどの救援活動が積極的に行われました。この震災を契機として神戸市では地域全体の自律と連帯が不可欠であるという認識が広がり、自助・共助・公助による防災のまちづくりが推進されることとなりました。これは、市民が行政とともに地域の問題解決に向けて取り組む協働の意義が再確認され、その他の多くの市町村においても協働のまちづくりが一層推進されるきっかけとなったのです。

この「協働」という言葉。福岡市では「共働」という表記を使っています。

福岡市では2003年(平成15年)3月に「福岡市 新・基本計画」(第8次基本計画)を策定しました。その中で、福岡市の基本的な都市経営の考え方として『福岡市は、「自由かつ達で人輝く自治都市」をめざし(目標の共有)、子どもも高齢者も、障害者も健康者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら(共生)、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、**共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。**』と決めました。

それ以降、福岡市において「きょうどう」というときは「共働」と表現しています。

第2章. お互いを理解する

共働を始めるにあたって、市職員は、NPOや共働についての理解を深めるとともに、NPOのミッション（使命）や活動内容を知っておくことが大切です。

また、NPOのみならず、自分たちの活動に関連する市の担当部署はどこか、現在、市がどのような方針に基づき、どのような事業を実施しているのかを理解しておくことで、共働の必要性や可能性を検討しやすくなります。

1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識）

（1）NPO（Non-Profit Organization）とは

NPOは、ボランティア団体や市民活動団体など、自主的・自発的に社会貢献活動を行う「民間非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的・自発的に社会的使命の実現を目指し、不特定多数の人々のために公益活動を行う組織のことです。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となるもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」といいます。

◆ボランティアとNPOはどう違うの？

ボランティアも自主的・自発的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは「個人」を指します。ボランティア＝「個人」、NPO＝「組織」です。ボランティアとは「放っておけない」という気持ちから、自分で考えて自己責任で行動する個人のことで、そのボランティアが集まり、役員等の組織体制を整備し、規約を作り、事業計画や予算等のもとで、自発的・継続的に組織として社会貢献活動をする場合はNPOと呼びます。



（2）NPOの主な特性

①自主性・自発性

社会的使命の実現に向け、自らの価値観や発想に基づき、自らの責任で、自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

②機動性・迅速性

制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自己決定と自己責任に基づき行動することができることから、状況に応じて迅速に取り組むことができます。

③先駆性

独自の考えで自発的に行動できることから、行政が制度的には対応しにくい新たな社会課題に対し、先駆的に、後に社会の理解や賛同を得て、行政によって制度化される場合もあります。

④柔軟性

制度的な枠組みや公平性にとらわれることなく、自由な発想で、個々の課題に対し状況に応じた柔軟な対応をすることができます。

⑤専門性

自ら設定したテーマに特化して取組みを継続的に行うことで、その分野における専門的知識や実践経験が蓄積され、より専門的な取組みが可能になります。

また、もともと専門知識を持った人材が、その専門性を生かすためにNPOを組織したり、NPOの活動に参加するケースも多くあります。

⑥多様性

活動分野、財政や組織の規模、活動実績、事業の遂行能力はさまざまで、実施する事業内容も多岐にわたります。



◆NGOとは？

NGOとはNon-Governmental Organizationの略で、「非政府組織」と訳されています。

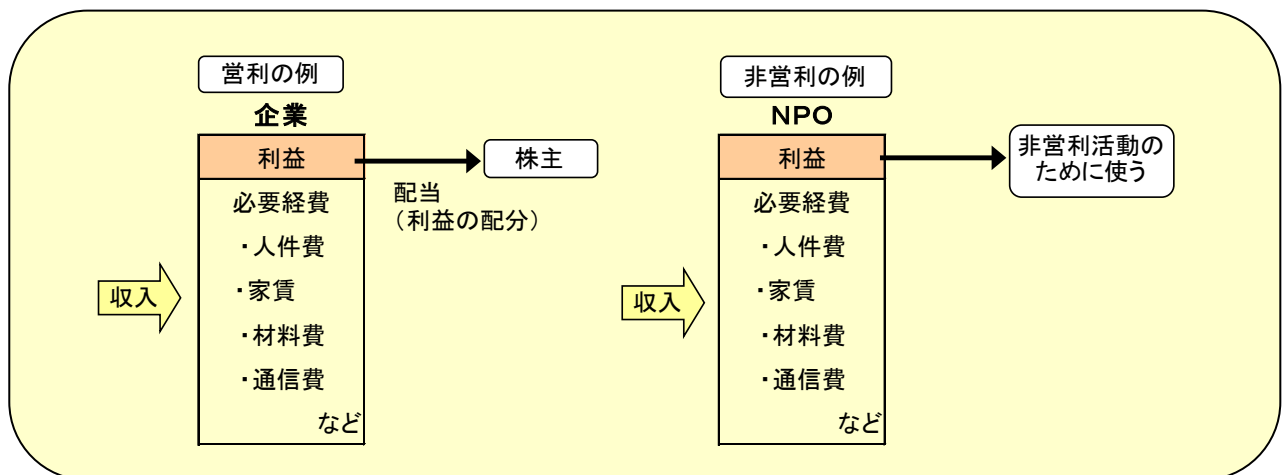
もともと国連の場で政府代表と区別するために使われ始めた言葉で、営利を目的としない国際協力などに携わる民間組織を指すことが多いようです。

NGOの活動は基本的にNPOと同じで、一般的に、国内で非営利の活動を行う民間団体をひろくNPOと呼び、そのうち海外支援事業など、国家や国境を越えて非営利の活動を行う民間団体が、NGOと呼ばれています。

(3) 非営利は無償か

「非営利」とは「無償」ということではなく、「収益はあげてもいいが、その収益を構成員で分配してはいけない」ということです。活動に対する対価をもらっても、収益事業を行っても構いません。そうやって生じた利益は次の非営利活動の資金に充てます。団体が、非営利活動を継続的、組織的に行うために活動資金を確保することは当然とも言えます。

※「営利」とは、団体の利益を役員や株主などの構成員で分配することです。



(4) 特定非営利活動促進法 (NPO法) とは

従来、ボランティア団体や市民公益活動団体は、法人格を取得することが困難だったため、団体としての法律行為を行うことができない等、様々な不都合が生じていました。

このため、こうした団体に比較的簡単な手続きで法人格を付与することにより、そうした市民公益活動を支援することを目的として、平成10年に制定されたのが、特定非営利活動促進法 (通称「NPO法」) です。

令和7年9月現在、全国で4万9千を超えるNPO法人が活躍しています。

(5) 特定非営利活動とは

NPO法における「特定非営利活動」とは、以下の 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑳前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ㉑前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(6) NPO法人は、認証した行政機関がお墨付きを与えているのか

NPO法人は、行政の「認証」という行為により設立されます。

この「認証」は、NPO法に基づき所轄庁が行うもので、所轄庁は団体の申請が、法に定める設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされており、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

また、NPO法では、団体の資産や活動実績を認証の要件としていないことから容易に法人格を取得できます。したがって、所轄庁の認証によってその団体に、お墨付きを与えているわけではありません。

市民が行う自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によって選択・監視されることが望ましいとの考えから、NPO法ではNPO法人の情報公開を義務付けるとともに、縦覧・閲覧制度を取り入れており、NPO法人の信用・信頼は、それぞれの法人の活動内容の公開や、積極的な情報発信を積み重ねることによって、自らが築き上げることになっています。

(7) NPO法人の所轄庁は

所轄庁とは、特定非営利活動法人(NPO法人)の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となります。また、各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合もあります。

福岡市内のNPO法人の認証状況

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）数の推移

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (9月末現在)
NPO法人数	618	602	585	592	578	569

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）の区別団体数（令和7年9月末現在）

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
法人数	84	119	158	70	36	57	45	569

資料：福岡市ホームページより

2. NPOの活動内容を知るには

NPOに関する情報収集の方法としては、次のような方法があります。

（1）福岡市役所で閲覧する

NPO法人の活動状況については、毎年所轄庁への報告が義務付けられており、福岡市内のみに事務所を有するNPO法人については、市民局市民公益活動推進課で以下の書類を閲覧することができます。

- (ア) 事業報告書
- (イ) 財産目録
- (ウ) 貸借対照表
- (エ) 活動計算書（収支計算書）
- (オ) 役員名簿
- (カ) 前事業年度の役員の氏名を記載した書面
- (キ) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名を記載した書面
- (ク) 最新の定款
- (ケ) 設立・定款変更に係る認証書・登記に関する書類の写し

（2）福岡市NPO・ボランティア交流センター（あすみん）でNPOの情報を収集する

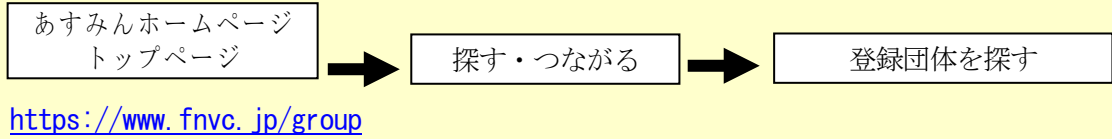
福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）では、あすみんの利用登録をしているNPO・ボランティア団体の情報をホームページ上で紹介しています。ホームページでは、「団体名」「活動分野」「活動地域」等で、団体を検索でき、団体の活動内容等を知ることができます。

また、あすみんが毎月2回（5日、20日）発行しているメールマガジンでは、NPO・ボランティアの活動に関心のある方を対象に、あすみんで実施されるイベントやボランティア募集の案内、登録団体からのお知らせなどの最新情報をお届けしています。その他にも、あすみんでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、相談業務も行っております。

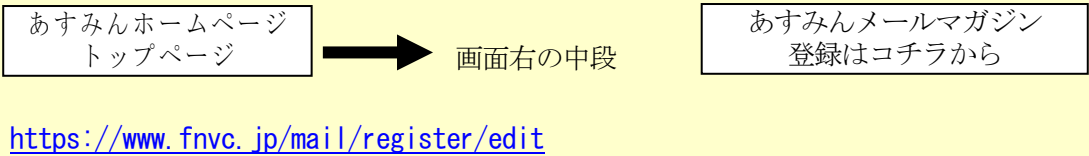
●あすみんホームページ検索



◆登録団体の情報の検索方法



◆あすみんメールマガジン登録方法



ホームページトップ画面



問合せ先

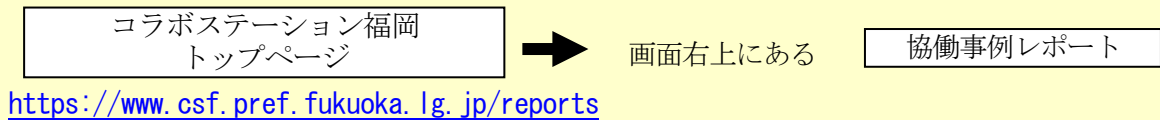
福岡市NPO・ボランティア交流センター あすみん
 住所 福岡市中央区今泉 1-19-22 天神クラス 4階
 電話 092-724-4801
 FAX 092-724-4901
 e-mail: info@fnvc.jp

(3) コラボステーション福岡で県内のNPOの情報を収集する

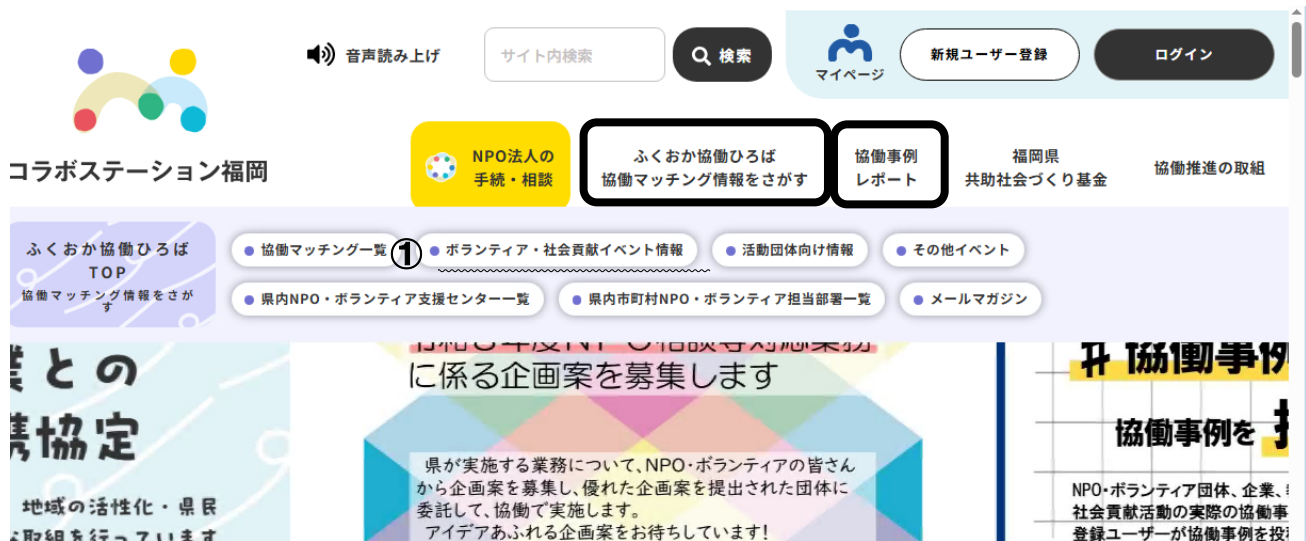
コラボステーション福岡のホームページでは、福岡県内のNPO法人（申請中含む）、各団体が投稿したNPO・や多様な主体との協働事例、NPO・ボランティア団体の情報やイベント情報などを検索でき、さらにNPOの情報以外にも、社会貢献に関心のある企業（包括連携協定）の情報を検索することができます。

●コラボステーション福岡ホームページ検索

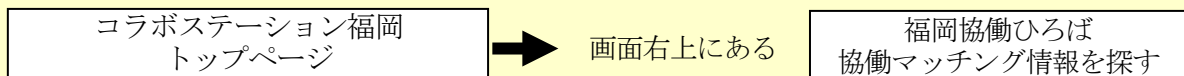
◆福岡県内のNPO法人と多様な主体との協働事例の検索方法



ホームページトップ画面



◆福岡県NPO・ボランティアに関するイベント、県の施策など



* ボランティア・社会貢献イベント情報
[https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/hiroba?cate\[\]=2#menu_list](https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/hiroba?cate[]=2#menu_list) ...①

* 福岡県の施策・取組 <https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/subsidies>



問合せ先

コラボステーション福岡
(福岡県 市町村・地域振興部 地域振興総務課 共助社会づくり推進室)
住所 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3938
FAX 092-643-3848

(4) 内閣府NPOホームページで全国のNPO法人の情報を収集する

内閣府のホームページでは、全国のNPO法人が検索できます。

NPOの基礎知識、NPO法人制度、関連施策などの情報も検索できます。

●内閣府ホームページ検索

◆全国のNPO法人の情報の検索方法

内閣府NPOホームページ
トップページ



画面中央右
側にある

団体検索
NPO法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

ホームページトップ画面

The screenshot shows the top of the NPO Home Page. At the top right, there is a search bar labeled "サイト内検索" and a "検索" button. Below the header is a navigation menu with items: "NPO基礎情報", "有識者会議・研究会等", "統計調査等", "法律・制度改正", "NPO法Q & A", and "寄附について". The main banner features a colorful illustration with the text "つながる。未来へのサポート。". Below the banner are several information boxes:

- 認証NPO法人 (7月31日現在)**: 49,257件. Includes links for "制度", "内訳", and "検索".
- うち、所轄庁認定・特例認定NPO法人 (9月30日現在)**: 1,299件. Includes links for "制度", "内訳", and "一覧". Subtext: (認定 1,261件 / 特例認定 38件).
- NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について**: Information regarding the announcement of balance sheets for NPOs.
- 所轄庁一覧**: A list of prefectural NPO organizations.
- NPO法人ポータルサイト**: Search for specific NPO information. Includes a search box for "法人名" and buttons for "法人ログイン" and "新規ユーザー登録".
- NPO施策ポータルサイト**: Search for NPO support policies. Includes a search box for "施策名" and a "検索" button.

At the bottom left, there is a "新着情報" (Latest News) section with an RSS icon, listing several news items with dates and titles. At the bottom right, there are links for "パンフレット・手引き" and "講師派遣".

3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識）

（1）市の特性

① 公平性・平等性

行政サービスは、税金（公金）を財源として提供されるものであり、憲法においても「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められています。このため、行政においては、公平性・平等性が原則とされ、特定の個人や団体に偏ることなく、行政区域全体に均等にサービスが行き渡ることが求められます。

② 継続性・安定性

行政の収入は、法令等に基づいて徴収される税金を主な財源としており、比較的安定しています。このため、法令や基本計画、実施計画等に基づき、継続的かつ安定的に公共サービスを提供しています。

① 権力性

行政は、法令に基づく判断により、市民の行動を規制・禁止することができるほか、条例の制定等により、罰則を含む一定の強制力を持っています。

② 法令遵守

行政行動は、職員の恣意によるものではなく、客観的な法令や各種計画、それらを実施するための予算に基づいて行われます。組織体制が明確である一方、職員個人の裁量は限定されており、意志決定に一定の時間を要するなど、機動性や迅速性に欠ける面があります。

⑤ 予算

予算は、行政運営に不可欠なものであり、予算がなければ政策を執行することはできません。

予算とは、一会計年度における地方公共団体の活動に必要な経費と、これを賄うための財源の見通しを立て、その金額や目的を定めた計画であり、当該地方公共団体の財政運営の指針となるものです。

予算には、次のような原則があります。

【予算の原則】

（ア）事前議決の原則

予算は、地方公共団体の行政施策を明らかにするものであり、首長が編成し執行しますが、その民主性を確保するため、議会の議決を経なければなりません。このため、予算は年度開始前に議会に提出され、議決を経て、年度の開始と同時に効力を生じます。

（イ）会計年度独立の原則

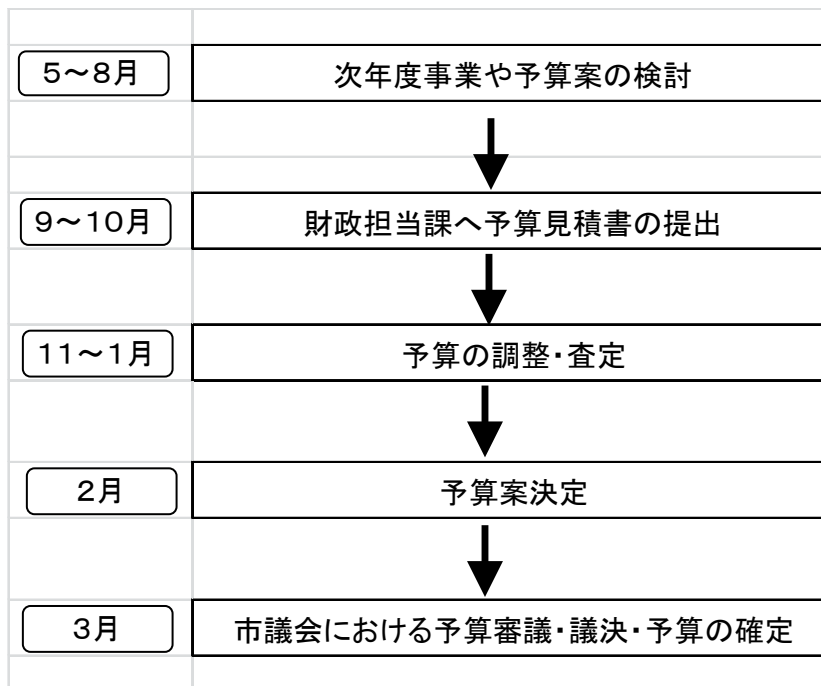
各会計年度における歳出は、原則として、その年度の歳入をもって賄われ、当該年度の歳出予算は、その年度内に限って使用することとされています。

（ウ）予算公開の原則

民主的かつ効率的な行政運営を確保するため、予算は住民が批判・監視できるよう、必要な情報として住民に提供されなければなりません。このため、予算案や財政状況の公表を通じて、住民に対する情報公開が行われています。

●予算編成の流れ

具体的な予算編成作業は、一定の手続きとスケジュールに基づいて進められます。



⑥ 文書主義の原則

行政の手続きは「時間がかかる」「書類が多い」と感じられることがありますが、これは行政の「文書主義」に基づくものです。

行政事務を適正かつ確実に処理し、その過程を記録・保存するため、行政活動は文書を用いることを基本としています。行政においては、文書による決裁を経て初めて意思決定がなされ、行動が可能となります。

そのため、行政の意思決定過程は文書として記録・保存され、後から確認できる仕組みとなっています。

文書の取扱いについては、福岡市公文書の管理に関する規則および福岡市公文書規程に基づき行われます。

(2) 市の情報（施策・計画・統計資料）

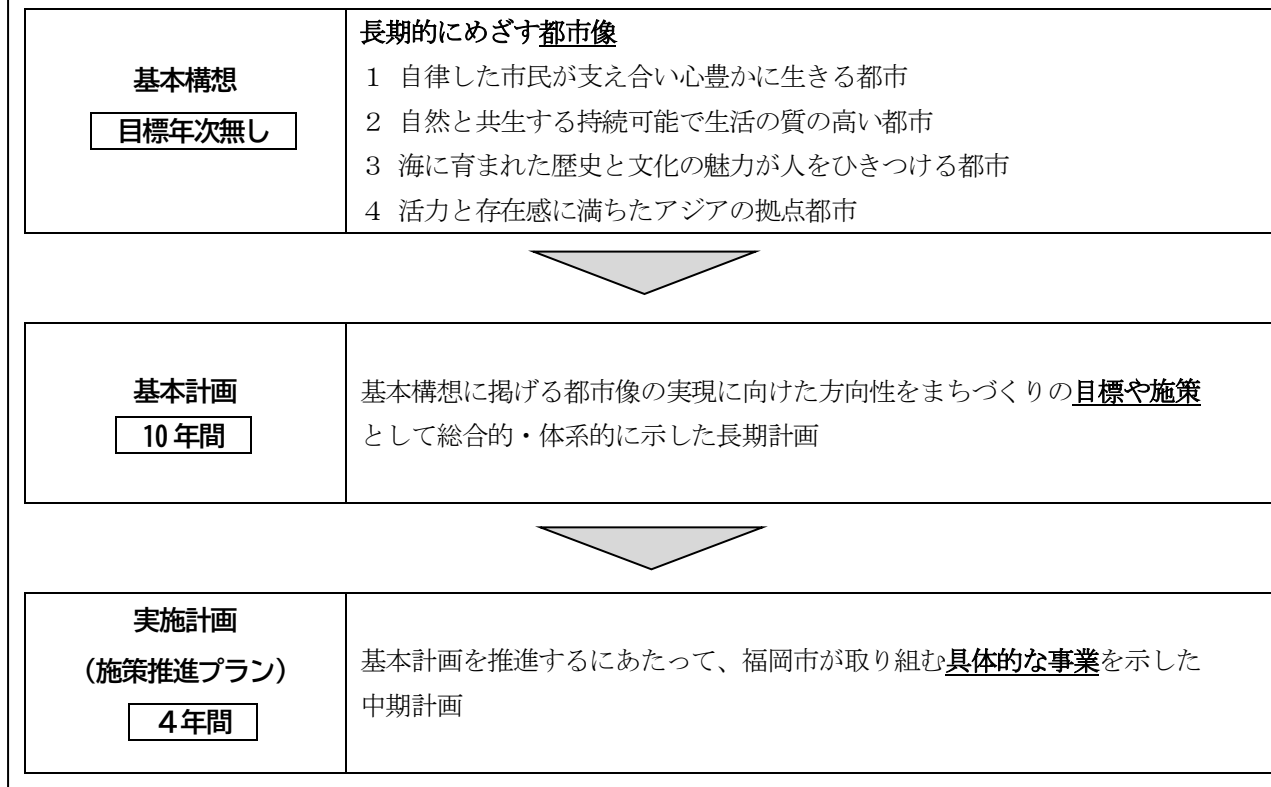
NPOが市との共働を検討するにあたっては、相手となる市の施策や計画、統計資料等を理解しておくことが重要です。行政は、組織として定められた方針や計画に基づいて事業を実施しているため、市の方針や方向性と合致しない場合には、共働が難しくなることがあります。

そのため、NPOは、自らの活動に関連する市の担当部署や、市がどのような方針のもとで行政課題に取り組み、事業を実施しているのかについて、あらかじめ把握し、検討しておくことが重要です。

●総合計画の体系

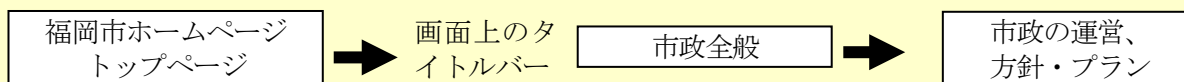
福岡市総合計画は、福岡市における将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから構成されています。

福岡市では、昭和62年に策定した「福岡市基本構想」、および平成24年に策定した「第9次基本計画」を見直し、新たな時代にふさわしい今後の都市経営の方向性を示すために、平成24年に新しい基本構想を、令和6年に第10次基本計画を策定しました。



福岡市基本計画や各種指針、市政運営方針等は市ホームページで確認することができます。

◆福岡市基本計画 各種計画・指針



各年度の市政運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei/shiseiunei/index.html#001>

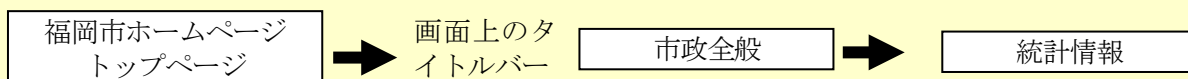
* 計画・指針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei/keikaku-shishin/index.html>

* 行財政運営の取り組み

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyuu-torikumi/kaikaku/index.html>

◆各種統計情報



* 福岡市の各種統計情報

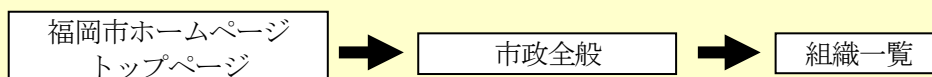
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/toukei/index.html>

(3) 市の組織図

NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。

事業を行うにあたって、どこに相談に行ったらいいのか？自分達の団体の活動に関連のある事業を実施している部署はどこなのか？組織図を参考にすることもできます。

◆福岡市の組織一覧



福岡市の「組織一覧」から、各局各課の担当の電話番号、業務内容を確認することができます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/index.html>

第3章. 共働を進めるにあたって

共働には様々な形態があります。情報交換や物的支援などの比較的緩やかな関わりから、契約に基づく委託、共催、行政によるNPOへの補助金支援など、事業目的や内容に応じて、最も効率的かつ効果的な共働の形態が考えられます。

第3章では、共働事業の基本原則、進め方、課題やニーズ把握、パートナー選定、事業化までの流れ、そして実施後の振り返りや評価について説明します。

1. 共働の基本原則は（ポイント）

NPOと行政が共働を進める際には、次の基本原則（ポイント）についてお互いに理解しておく必要があります。

(1) 目的・目標の共有

共働の目的は、地域課題を解決することであり、共働は課題を解決するための手段の一つにすぎません。お互いに「目的」を共有することではじめて、共働が成立するといえます。

そのため、何を解決するために共働するのかという「目的」を共有し、共働の実施によって達成しようとする「目標」（なにを、どのくらい、いつまでに）を明確にし、共有しておく必要があります。

【ポイント】

●解決しようと考えている課題が一致していること。

一見すると、同じように見える取組みも、「目的」が同じであるとは限りません。そのような場合は、共働をはじめても、うまくいかない可能性があります。解決しようとする課題について、双方が十分に話し合っ、共通の認識を持って取り組むことが重要です。

●実施しようと考えている事業の認識（規模・期間・対象範囲等）が同じであること。

双方が協力して行うため、両者が考えている事業の認識がある程度一致している必要があります。両者が考えている事業の内容、規模、期間、区域等の認識が一致していないと、事業の途中で大きなずれが出てしまう恐れがあります。

●最終目標が一致していること。

共働終了時の最終目標として思い描いている姿が、双方異なる場合、共働終了時に「こんなはずではなかった」ということになりかねません。そのため、事業をはじめる前に、協議を重ね認識を合わせておく必要があります。

(2) 相互理解

NPOと行政は、それぞれ異なる特性を持っており、相互に補完し、それぞれの特性を活かすことで相乗効果が生まれ、単独で実施するよりも大きな事業効果が期待できます。

そのため、お互いの立場や特性、長所や短所を理解し、その違いを尊重するとともに、価値観等を押し付け合うことのないよう配慮が必要です。

【ポイント】

●NPOを理解していること。

NPOはそれぞれのミッション(使命)を持ち、独自の価値観に基づいて自主的・自立的に活動しています。NPOの特性を理解し活かすことができれば、事業内容や協力の仕方によって共働関係を築くことは可能です。(「第2章 1. NPOを理解しよう(5ページ)」参照)

●行政を理解していること。

NPOから見ると行政は、すぐに行動できなかつたり、柔軟性が欠けていたり、文書が多く、やりにくいと感じられる場合もあります。しかし、そうした行政の仕組みを理解しておく、共働を効果的に進めることができます。

また、行政は法律や条例、各種計画に基づき施策を進めています。そのため、NPOは市ホームページで関係分野の基本計画を調べたり、担当部署の施策を確認する等によって、その内容を理解することが大切です。NPOの活動と、行政の施策を比べることで、共働できる部分や、相談のタイミングが見えてくる等、ヒントが見つかる場合があります。

(「第2章 3. 行政を理解しよう(12ページ)」参照)

●十分な話し合いの機会を持つこと。

PDCA※2のそれぞれの段階で話し合いの場を持ち、お互いの理解を深めていくことが大切です。

※2. PDCAとは

事業を円滑に進めるための手法の一つ。PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価・検証)、ACTION(行動・改善・見直し)の頭文字をとったもの。具体的には、業務計画の作成、計画に則った実施、その結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることができる。

(3) 対等の関係

NPOと行政が、双方の特性を認識し、尊重し合いながら、対等の関係のもとで共働を進めていくことが大切です。

【ポイント】

●双方に実施メリットがあること。

共働する相手にはない資源や特性をもっており、双方に共働による実施メリットがあることが大切です。双方に実施メリットが見出せないにもかかわらず、これまでの関係性のみを理由として共働を行うと、対等な関係を築くことは難しくなります。

●どちらか一方に依存せず、双方が自立していること。

対等な立場で、共働するためには、依存の関係ではなく、双方が自立していることが大切です。

(4) 役割分担と責任範囲の確認

NPOと行政の双方が、それぞれの特性を発揮できるよう、事業をはじめる前に、適切な役割分担と責任の範囲を、双方合意の上確認しておくことが大切です。その際、思い違いが生じないように、必要に応じて、それらを協定書や覚書等文書で明確化しておく必要があります。

【ポイント】

●お互いの責任範囲を明確にしていること。

事業を開始する前に、期限、役割分担、経費負担、責任の所在等について、あらかじめ明確に定めておくことが重要です。

事業実施に伴い想定される、利用者や第三者への損害、その他のリスクへの対応についても、双方の責任範囲を協定書等により明確にしておく必要があります。

●想定されるリスクの例

実行委員会方式や、共催等により事業を実施する場合に想定されるリスクとしては、例えば次のようなものがあります。

- ・現金等の管理に関するリスク（現金や通帳等の紛失、盗難など）
- ・情報管理に関するリスク（個人情報やデータ等の流出、盗難、喪失、破損など）
- ・ボランティアに関するリスク（事故等により、加害者又は被害者となる場合など）
- ・労務管理におけるリスク（スタッフの負傷等）



◆ボランティア活動保険への加入

「ボランティア活動保険」とは、ボランティア個人やグループ等を申込者とし、ボランティア活動者を被保険者として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体保険です。ボランティア活動中に発生した事故によるケガや賠償責任等について補償されます。

制度の詳細については、全国社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

[\(https://www.saigaivc.com/insurance/\)](https://www.saigaivc.com/insurance/)

なお、「ボランティア活動保険」の加入手続きは、各地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。

名 称	住 所	電 話 番 号
福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ2階	(092)713-0777
東区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市東区箱崎2-54-27 東区役所別館1階	(092)643-8922
博多区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市博多区博多駅前2-8-1 博多区役所6階	(092)436-3651
中央区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区大名2-5-31 中央区役所1階	(092)737-6280
南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市南区塩原3-25-1 南区役所別館	(092)554-1039
城南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市城南区鳥飼5-2-25 城南区役所別館1階	(092)832-6427
早良区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市早良区百道1-1-1 UMIBE B.L.D 1階	(092)832-7383
西区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市西区内浜1-7-1 北山興産ビル1階	(092)895-3110

(5) 公開性・透明性

共働は行政の公的資源を活用して実施するものであるため、公正で透明性が確保された手続きにより進める必要があります。NPOと行政の双方が情報を適切に公開し、市民に対する説明責任を果たすことが重要です。

共働の相手先の選定過程や、事業の進捗状況、成果の振り返り等の情報を公開し、透明性を確保することで、共働に対する市民の関心を高め、多くの市民の理解を得る効果が期待できます。

【ポイント】

● NPOと行政の双方が情報発信を行うこと。

行政と共働する場合は、公的資源を活用することへの自覚と責任を持ち、行政のみならず、NPOも主体的に事業に関する情報を発信することが重要です。

● 相手先の選定過程を公開していること。

選考方法、審査基準、審査結果等、選定の過程を明確にし、ホームページ等により市民に公開する必要があります。

● 事業内容を公開していること。

事業の実施主体、目的、内容、経費等について、市民に分かりやすく公開することが求められます。

● 事業の進捗状況を公開していること。

事業の進捗状況について、適宜、市民への情報提供を行うことが重要です。

● 事業報告を公開していること。

事業終了後には、成果や課題等について市民に公開し、説明責任を果たす必要があります。

(6) 成果の振り返り・評価

共働では、異なる複数の主体が対等な立場で事業に取り組むことから、PDCAサイクルでの事業展開を進めることが特に重要となります。

実施過程と事業終了後に、個別、双方又は第三者を加えた振り返り・評価を行い、共働により達成できたこと、できなかったこと等、課題を抽出し共有することで、その解決策を検討し、事業に反映させていくことができます。

【ポイント】

● 振り返りの場を設けていること。

事業の進め方、課題、成果等について、NPOと行政の双方で振り返りを行うことが重要です。時期としては、「事業実施前」「事業実施途中」「事業終了後」が考えられますが、事業の内容や状況等に応じて振り返りを行いましょう。

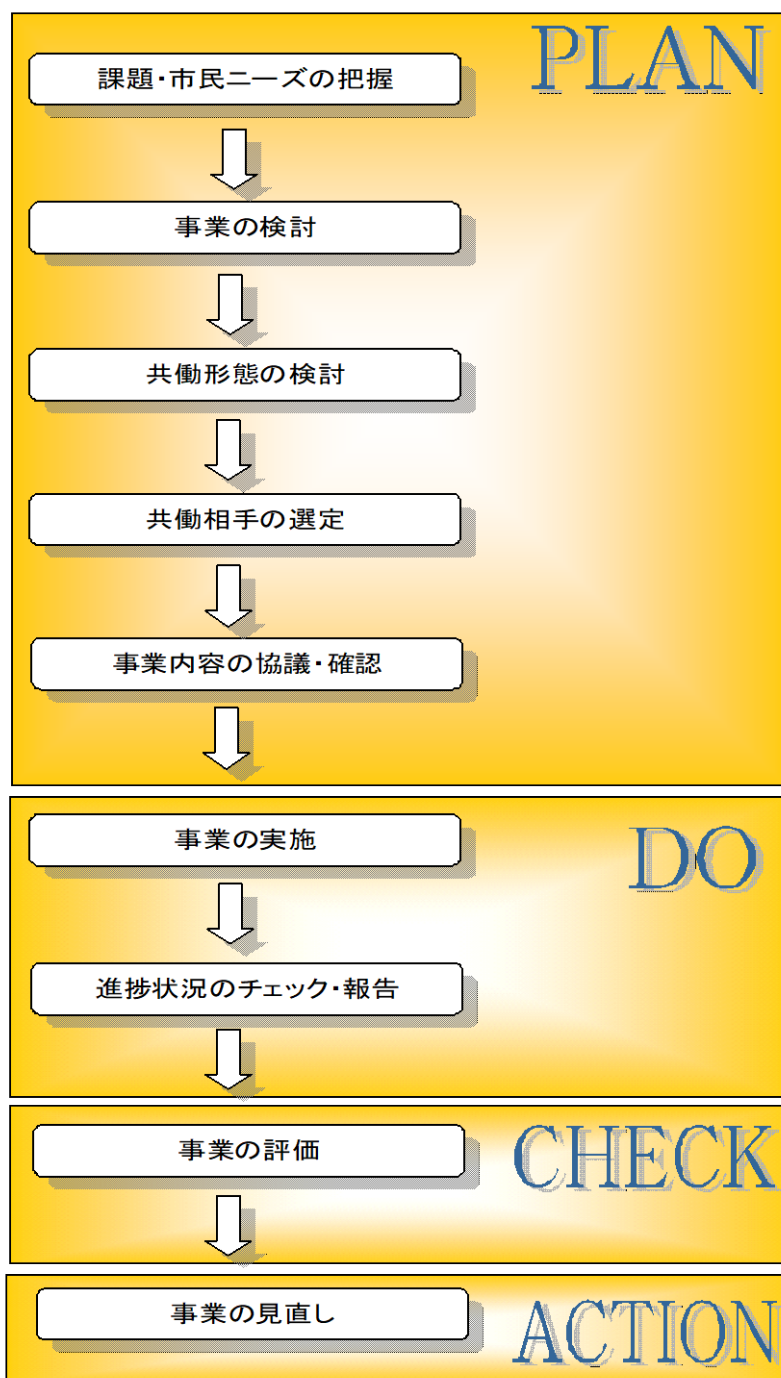
※振り返りや評価の方法としては、例えば、個別、双方での自己チェック、第三者による評価のほか、参加者アンケートによる事業の満足度を、評価として活用することも考えられます。

● 振り返りから明らかになった課題や成果を次の展開に活用すること。

双方の視点の違いにより評価が異なる場合には、その相違を確認し認識を共有した上で、今後の改善や事業展開につなげていくことが求められます。

2. 共働の基本的な流れ

共働を進める一般的な流れは次のとおりです。事業に取り組む際には、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、計画的に実施し、その成果や課題を次の事業に活かしていくことが重要です。



◆共働は「共感」から始まる！



立場も特性の異なるNPOと行政が共働を進めるためには、互いの考えや思いを理解し、課題や目的を共有することが出発点になります。課題や目的を共有するためには、協議の段階において十分な時間を確保し、丁寧な対話を重ねることが重要です。検討の過程においては、双方の企画や考え方がそのまま実施できない場合もありますが、客観的な対話を通じて調整を行うことで、それぞれの強みを生かした共働につなげることが可能となります。

3. 課題や市民ニーズの把握

日頃からNPOと情報や意見交換を行い、地域課題や市民ニーズの把握に努めることが重要です。NPOは、さまざまな分野において問題意識を持ちながら、社会や地域の課題解決に向けて活動しており、専門的な知識や経験、当事者性も有しています。事業の準備段階においてNPOの意見を聴き、市民ニーズや地域の現状を把握することは、有効な手段の一つです。

例えば、交流会や意見交換会の開催、審議会や懇談会等において意見を聴取することなどが考えられます。

【ポイント】

●相談にのってもらったNPOと共働するの？

準備段階で意見を聴いたり、相談に応じてもらったNPOが、必ずしも事業の共働相手として選定されるとは限りません。共働相手の選定にあたっては、公平性・公正性を確保した選考を行う必要があります。そのため、NPOに意見を聴取する際には、誤解を防ぐ観点から、その点をあらかじめ明確に伝えておくことが重要です。また、NPOの知識やアイデアといった知的財産を、行政が無償で利用することのないよう、適切な配慮が求められます。

●NPOから企画案が持ち込まれた場合にどう対処するの？

NPOから、課題解決に向けた企画案や相談が寄せられることがあります。これは、市政運営にNPOの視点や発想を取り入れる機会となり得るものであり、提案内容によっては、政策立案や業務改善のきっかけとなる場合もあります。

一方で、次の点について十分に検討することが必要です。

- ・提案内容が、専門性や先駆性などNPOの特性を生かしたものであるか
- ・既存の事業をより充実させることができるか
- ・共働により進めることが、市民サービスの向上につながるか

(※次ページからの「共働の検討」、「共働のパートナーの選定」を参考に検討してください。)



◆あすみんの活用について

福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）は、さまざまな分野のNPOが利用しており、NPOに関する情報が蓄積されています。

また、大学生のボランティアグループやCSR（社会貢献）に取り組む企業等も利用しています。

- 自課の事業について、NPOの意見を聞きたい
- 特定の分野で活動しているNPOを紹介してほしい
- 社会貢献活動に積極的な企業が知りたい
- 市民参加型イベントを実施するため、団体の出展やボランティア募集に協力してほしい

このような場合には、「あすみん」をご活用ください。



4. 共働の検討

(1) 現状把握、課題整理、事業目的等の検討

共働の検討には、「既存事業を見直し、発展させる場合」と、「共働により新たな仕組みや事業を創出する場合」とが考えられます。いずれの場合においても、対象となる事業について、①現状把握、②問題点の整理、③事業目的の明確化、④成果目標の設定を行った上で、共働が適しているかを検討する必要があります。

●検討項目（例）

検討項目（例）	事 例
① 現状把握	事業開始前に、事業に関連する状況や背景等の現状を把握します。
② 問題点の整理	現状把握により明らかになった問題や市民ニーズを整理し、課題を抽出します。
③ 事業目的	抽出した課題に対し、どのような状況を目指すのかを明確にします。
④ 成果目標の設定	事業目的について、いつまでに、どの程度の達成を目指すのかを設定します。

(2) 共働により効果が期待できる事業

NPOと行政は、ともに公益・非営利の領域で活動していますが、すべての事業が共働に適しているわけではありません。

そのため、共働を検討する際には、対象となる事業が共働に適しているかどうかを十分に検討する必要があります。

共働に適した事業とは、NPOと行政がそれぞれの特性を活かし、協力して事業を実施することにより、市民サービスの質や量の向上が見込める事業です。

以下は、共働により効果が期待できる事業の例です。事業を検討する際の参考としてください。

●共働により効果が期待できる事業（例）

事業（例）	ポイント
地域の実情に合わせる必要がある事業	NPOは地域の課題の解決に向けて活動しており、特に地域密着型のNPOは、地域特性をよく把握しています。こうしたNPOと共働することで、行政が実施する事業に地域の実情を反映させることができ、相乗効果が期待できます。
迅速性や機動性が求められる事業	行政単独では十分に対応しきれない場合であっても、NPOと共働することで、迅速かつ機動的な対応が可能となります。
先駆的な取組みが求められる事業	NPOは、新たな社会課題に先駆的に取り組む場合があり、行政単独では対応が難しい分野において、先駆的に活動しているNPOと共働することで、効果的な事業実施が可能となります。
高い専門性が求められる事業	特定分野で継続的に活動しているNPOは、専門的な知識やノウハウを有している場合があり、共働することで、その専門性を生かした事業効果が期待できます。
個々のニーズへの柔軟な対応が求められる事業	行政は公平性が求められるため、個別・多様なニーズに柔軟に対応することが難しい場合があります。NPOと共働することで、きめ細やかなサービスの提供が期待できます。
多くの市民の参加が求められる事業	NPOは、多様なネットワークを有し、多くの市民が活動に関わっています。これらの特性を生かすことで、イベントや啓発活動等において広く市民参加を促すことができ、市政への参画が期待されます。

5. 共働のパートナーの選定

(1) NPOの情報収集

行政がNPOとの共働を実施しようとしても、共働相手として適したNPOが存在しなければ、事業を実施することはできません。また、NPOであればどの団体でもよいというわけではありません。

そのため、日頃から自部署の業務に関連するNPOに関する情報を収集しておくことが重要です。既にNPOとの共働実績がある担当課に確認するほか、ホームページやパンフレット、機関誌等から情報を収集する方法があります。また、新聞等でNPOの活動が取り上げられることも多いため、日常的に情報に目を向けておくことも有効です。

なお、NPO法人の活動状況については、毎年、所轄庁への報告が義務付けられており、市が認証したNPO法人については、市民公益活動推進課において事業報告書等を閲覧することができます。

* NPOの情報収集方法については、「第2章 2. NPOの活動内容を知るには (8 ページ)」をご参照ください。

(2) 適切な共働相手の選定

NPOは、活動分野や内容、財政規模、組織規模等が多様です。共働を効果的に進めるためには、まず共働の目的を明確にした上で、その目的に最もふさわしいNPOを選定する必要があります。

選定基準や方法は、共働の形態や事業内容によって異なりますが、例えば、団体に関する基準と事業内容に関する基準を設定し、必要に応じて項目を追加します。その上で、事業実施能力や運営状況等を総合的に検討し、共働を着実に進め、質の高いサービスを提供できるNPOを選定します。

(3) 公平性の確保と情報公開

共働相手の選定基準や方法、選定結果、事業内容等を公開し、市民への説明責任を果たすとともに、公平性と透明性を確保することが重要です。

同一のNPOとの共働を安易に継続すると、NPOの自主性や自発性を損ない、依存関係が強まることで、事業の効果的な遂行が困難になるほか、特定のNPOの既得権化につながるおそれがあります。

こうした弊害を防ぐため、共働相手を含めた事業全体について、定期的に評価や見直しを行う必要があります。

6. 共働の実施

(1) 事業実施前の情報交換・協議

共働を円滑に進め、事業を成功させるためには、事業実施前に共働相手と十分な情報交換・協議を行うことが重要です。お互いが保有する情報や資源を可能な限り共有し、事業内容に関する詳細事項について、あらかじめ整理、確認しておく必要があります。

① 課題・目的・成果目標の再確認

事業実施前に、事業の目的や成果目標等について、共働相手と改めて協議し、再確認を行います。必要に応じて見直しや修正を行い、NPOと行政の双方が共通の目的意識と成果目標を持って事業を推進できるよう、十分な意思統一を図ります。

③ 役割・責任分担等の明確化と、協定書・契約書の締結

事業実施前に、経費負担、役割分担、責任分担、事業期間、成果物の帰属先等について相互に確認します。必要な事項については、契約書、協定書、覚書等の書面により、明確に取り交わす必要があります。

(2) 共働の基本原則の徹底

事業の実施にあたっては、共働の基本原則である、①目的・目標の共有 ②相互理解 ③対等な関係 ④役割分担と責任範囲の確認 ⑤公開性・透明性 ⑥成果の振り返り・評価を念頭に置きながら、事業を進めることが重要です。

(3) 事業実施中の情報交換・協議

事業実施中においても、定期的に情報交換・協議の場を設け、進捗状況等を確認しながら事業を進めます。事業の遅れや課題、想定していなかった事態が発生した場合には、NPOと行政の双方で十分に協議し、対応策を検討した上で、適切かつ早期に対応することが重要です。

また、日頃から、連絡を密に取り、随時発生する課題や問題に迅速に対応できる体制を整えておく必要があります。

(4) 市民への情報提供

事業をできるだけ多くの市民に知ってもらうことは、事業やNPOへの関心や理解を高めることにつながります。そのため、ホームページへの掲載や報告会の開催等により、事業の経過や成果について市民に情報提供を行うことが重要です。

7. 共働の振り返り、評価、見直し

共働を実効性のあるものとするためには、事業成果を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

(1) 評価の目的（何のために評価するのか）

①市民への説明責任

事業成果や進捗状況を市民に説明することにより、共働の透明性を確保し、市民からの信頼や関心を高めます。

② 事業の改善

共働の成果や課題等を整理し、当該事業の改善や、共働終了後の発展的な展開につなげます。

③事業成果・市民サービスの向上

成果や課題を明らかにすることで、共働による事業成果や市民サービスの質の向上を図ります。

③ 事業の慢性化・長期化の防止

共働相手を含めた事業全体の評価・見直しを行い、事業の慢性化や長期化を防ぎます。

⑤未来の共働への活用

共働によって得られた成果や課題、改善策を蓄積し、今後の新たな共働に活かします。

(2) 評価の時期（いつ評価するのか）

評価は、事業開始前、事業実施中、事業終了後の3段階での評価が考えられます。

(3) 評価の主体（誰が評価するのか）

評価は、行政のみで行うのではなく、共働の当事者である行政とNPOの双方が行うことが重要です。これにより、双方の視点や認識の違いを明らかにし、次の事業改善につなげることができます。また、事業内容に応じて、第三者や市民（受益者）による評価を組み合わせることも有効です。

(4) 評価の項目（何を評価するのか）

評価項目は、事業内容に応じて設定します。

共働の過程だけでなく、当初、共働が必要とされた背景にある課題が解決されたかどうかを振り返ることが重要です。これらを実際の基本項目とし、それぞれの事業にふさわしい評価項目を加えて評価を行います。また、共働当事者間による評価と参加者アンケートの結果を比較し、必要に応じて第三者評価を組み合わせることで、評価の客観性を高めることができます。

●共働の評価項目（例）

項 目		評価に当たってのポイント
共働のプロセス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を共有し、相互に理解しながら、対等かつ自立した立場で事業に取り組んだか。 ・ 協定書等に明記した役割分担を果たし、双方が十分に協議しながら事業を進めたか。 ・ 広報誌やホームページ等を活用し、事業の進捗状況や成果を積極的に公開しながら事業を進めたか。 等
事業の成果	目的・目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定した事業目標が、定量的・定性的な観点から達成されたか。 ・ 当初の計画どおり事業が実施され、必要に応じた修正や改善が適切に行われたか。 ・ 投入した事業費に対して、期待される効果や成果が適切に得られたか。 等
	市民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施によって、市民の関心や評価が向上したか。 ・ 市民ニーズを的確に把握し、それに基づいた事業を実施できたか。 ・ 事業の効果について、受益者（事業実施の効果を楽しむ第三者）の満足度が高いか。 ・ 市民サービスの向上を図り、市民満足度を高めることができたか。 等
	共働による相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働による取組みが、双方が単独で実施する場合と比較して、事業効果を高めたか。 ・ 事業の認知度が向上し、行政と共働相手（NPO）とのネットワークが強化されたか。 ・ 双方が役割を適切に果たし、相互に強みや特性が発揮できたか。 等
共働事業としての継続の必要性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度以降も事業を継続する必要があるか。 ・ 継続する場合、引き続き共働事業として取り組む必要があるか。 等

（５）評価結果の共有

事業の振り返りや評価結果について、NPOと行政の双方で率直に意見交換を行い、課題や改善策を共有することが必要です。この過程を通じて、それぞれの立場や考え方の違いを再認識し、相互理解を深めることにつながります。

（６）評価の公表・情報公開

事業の振り返りや評価結果は、NPOと行政の間だけ共有するのではなく、ホームページ等を通じて広く公表することが重要です。広く市民に公開することで、共働事業の透明性や信頼性を高めるとともに、共働やNPOへの理解促進につながることを期待されます。

（７）評価結果の活用

事業の振り返りや評価結果を踏まえ、次の事業展開に活かすことが重要です。

評価結果は、今後の共働事業の企画や実施にフィードバックし、問題点が明らかになった場合には、その改善策を検討した上で、次の事業に反映させる必要があります。

自己評価シート(参考)

事業名	実行委員会名	記入団体名
-----	--------	-------

1 共働の進め方(プロセス)

評価項目		中間評価				最終評価			
①事業目的・成果目標を明確化し、共有しながら事業を進めましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	協定書に明記した事業目的を、常に双方が共通理解し、その目的の達成のために事業を進めた。 <目的の共有>	特記事項				特記事項			
②お互いの特性や立場の違いを理解し尊重しながら、対等な立場で事業を進めましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	NPOと行政が企画・実施段階において、それぞれの特性や立場を理解し尊重しながら、事業を進めた。 お互いが対等な立場で、専門性を活かし、主体的に事業を進めた。 <相互理解・対等・自立>	特記事項				特記事項			
③双方の役割分担を十分に果たしましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	協定書に明記した役割分担に基づき、それぞれが責任を持って事業に取り組む、適切な対応を行った。 <役割分担>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
④事業の報告や、意見交換・情報交換を行い、双方が進捗状況を確認し、意思疎通を図りましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	事業の報告など、双方の話し合い機会を適宜設け、事業の進捗状況の確認や情報交換を行った。 打ち合わせや協議事項について、記録に残して共有した。 <進行管理・情報共有>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
⑤課題の発生や、利用者からの苦情等に、適切に対応できましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	事業を進める上で、課題が生じた際に、必要に応じ協議の上で、事業の進め方の軌道修正や手段の見直しを行った。 双方の連絡調整が円滑に行える体制をとり、トラブルの発生にすばやく対応できた。 <事業の見直し・苦情対応>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			

※各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に○印を付けてください。

2 事業の成果

	中間評価	最終評価
目的・目標の達成度	①目的の到達度（事業の目的にどの程度近づいたか？ 事業の目的達成にどの程度貢献したか？）※ 複数年の達成度	
市民の満足度	②今年度の目標達成度（今年度予定事業は順調に実施できたか？今年度の目標は達成できたか？）※ 今年度の達成度	
共働の相乗効果（具体的事例・指標）	③市民の満足度（事業によって市民の関心や評価が高まったか？） ※なるべく具体的事例を記載	
共働の相乗効果（具体的事例・指標）	④共働の成果（共働で取り組んだことにより事業効果が上がった具体例） ※なるべく具体的事例・数値を記載	
共働の相乗効果（具体的事例・指標）	⑤事業の認知度（行政の広報力やNPOのネットワークを活用し、事業の周知が進み認知度が上がった具体例）	
事業の継続性	⑥行政内のネットワークの強化（共働事業をきっかけに行政内部でも共働が進み、事業がさらに推進された具体例） NPOへの協力体制の充実（共働事業をきっかけにNPOに対する協力者が増え、事業がさらに推進された具体例）	
事業の継続性	⑦事業継続の必要性（来年度以降も事業を継続する必要があるか？ 事業の実施手法は共働か？委託？補助金？）	

第4章. さまざまな共働の形態

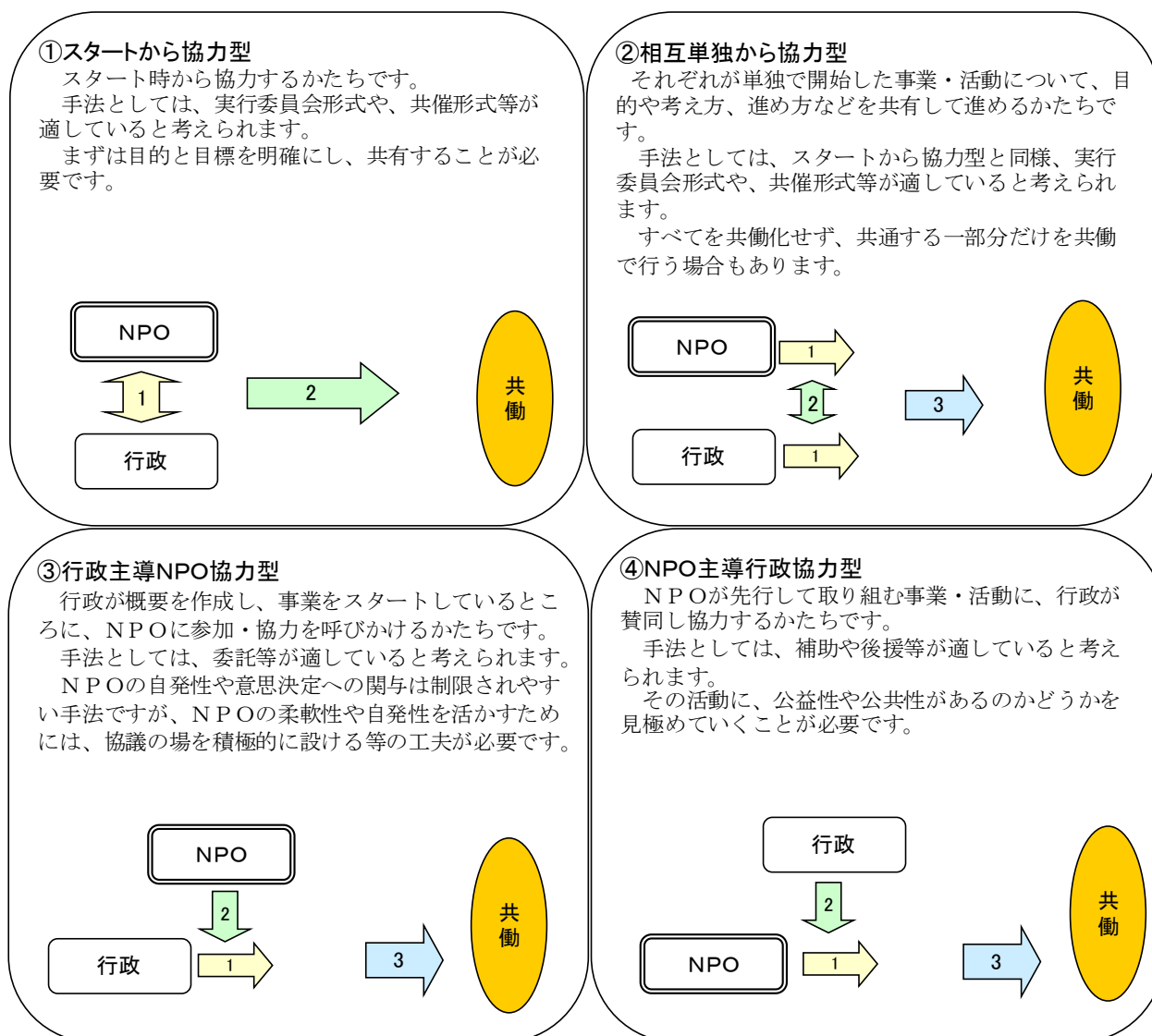
これまで述べてきた共働の進め方に加え、共働には多様な形態や手法があります。

第4章では、こうした多様な共働の形態について、その意義や特徴、具体的な手法および留意点を説明します。

1. 共働にいたる経緯

NPOと行政が共働に至る経緯には、おおむね次の4つの類型があります。

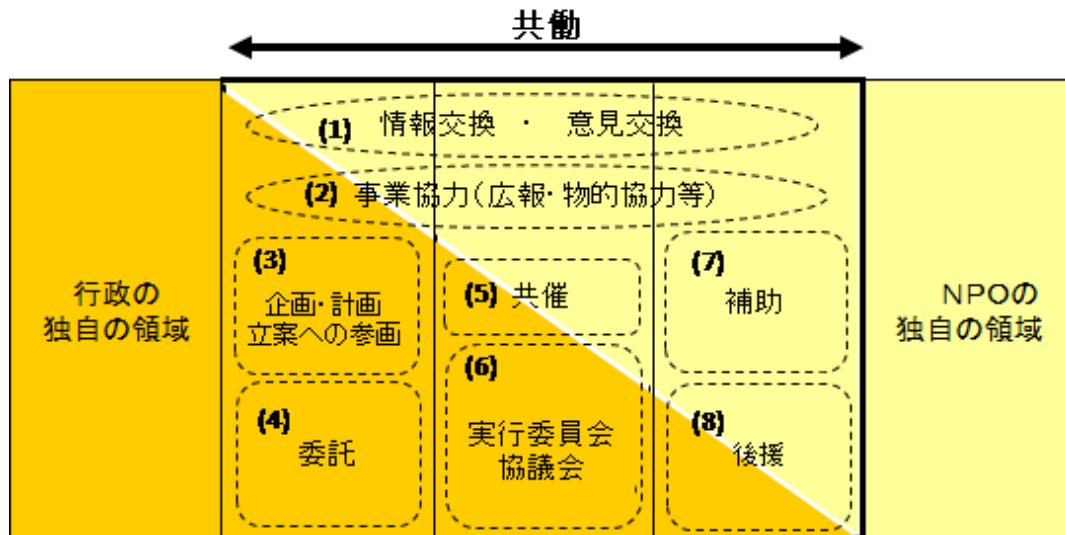
下の図は、NPOと行政が共働に至るまでのプロセスを示したものです。



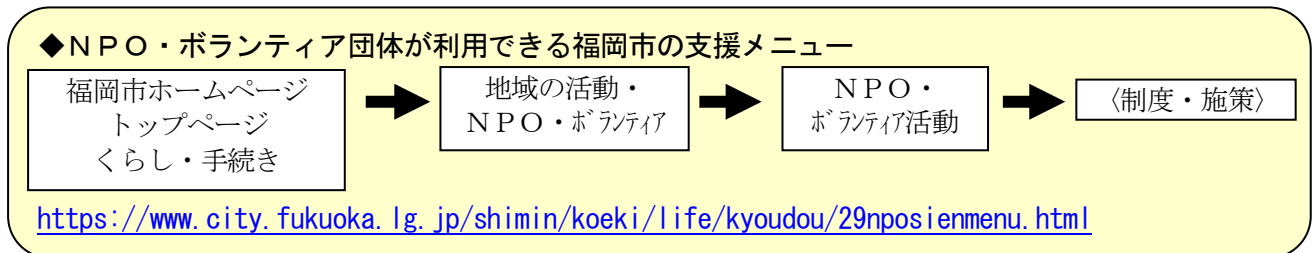
2. 共働形態の選択

共働には様々な形態があり、事業目的や内容によって、最も効率的かつ効果的な形態を選択する必要があります。また、事業によっては、複数のパートナーと、それぞれ異なる形態で取り組む場合もあります。

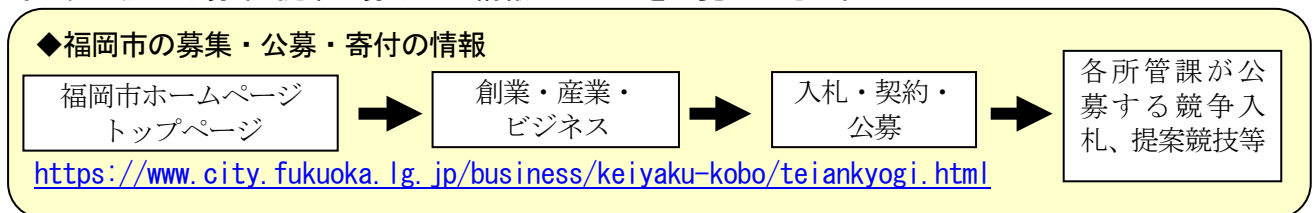
以下では、代表的な共働の形態を示すとともに、それぞれの形態に応じた効果や留意点について、説明します。



※NPOを対象とした補助や事業協力等の福岡市の情報を市ホームページに掲載しています。



※その他一般的な募集・提案公募などの情報はこちらをご覧ください。(NPOが対象に含まれない事業もあります。)



(1) 情報交換・意見交換

①情報交換・意見交換とは

NPOと行政が持っている情報や意見を提供し、相互に活用する方法です。共働を円滑に進めるための第一歩として重要です。

一般的な情報交換・意見交換の場のほか、フォーラムやワークショップなどの手法があります。

②効果・メリット

●異なる立場からの発想による事業のヒント

- ・異なる立場の発想に触れることで、事業の検討や見直しに向けたヒントを得ることができます。

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

- ・双方が持つ情報やネットワークを活用することで、事業の質を高めることができます。

●地域課題や市民ニーズの把握

- ・NPOとの情報交換により、地域や生活の現場からの地域課題や市民ニーズを把握することができ、事業のアイデアを得る機会となります。

③留意点

●分かりやすい情報の提供

- ・議論が必要な課題や事業に関する資料や情報を、積極的かつ分かりやすく提供することで、多様な意見を聞くことができます。

●個人情報の取り扱い

- ・守秘義務を遵守し、個人情報の取り扱いには十分注意する必要があります。

●対等な関係での意見交換

- ・お互いの立場を理解・尊重し、対等な関係で意見交換を行います。

●関係づくり

- ・日常的なコミュニケーションを心がけるとともに、定期的に意見交換や情報交換の場を設けることが重要です。

●課題解決に向けた前向きな意見交換

- ・NPOは、行政への一方的な批判や要望にとどまらず、課題解決に向けた建設的な意見を述べるのが重要です。また行政は、共働できない理由を探すのではなく、どのようにすれば課題解決につながるのかを考え、前向きな意見交換を行う姿勢が求められます。

(2) 事業協力

①事業協力とは

行政とNPOが、目標や役割分担を定め、実行委員会や協議会などの形態よりも比較的柔軟な関係のもと、相互のノウハウや資源を活用しながら事業を実施する方法です。

事業協力には様々な形態があり、行政とNPOが共通の目的のもとで役割分担するケースのほか、行政がNPOの活動を後方支援するケース、行政が実施する事業をNPOが協力・補完するケースなどがあります。

(例)・広報掲載等による情報発信支援

- ・公共施設を利用して事業を実施する際の使用料減免
- ・行政が所有する物品や機材の貸し出しや場所の提供
- ・NPO主催事業への参加

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

- ・双方が持つ特性や資源を有効に活用することにより、NPOと行政がそれぞれ単独で実施する場合と比べ、より効果的かつ効率的に事業を実施することができます。

(3) 企画・計画立案への参画

①企画・計画立案への参画とは

行政が事業を企画・立案する段階において、NPOからの意見や提案を受け、施策に反映させていく形態です。

例えば、施策や事業の企画・立案にあたり、各種審議会や委員会等に継続的にNPO関係者の参画を求める方法のほか、NPOから意見を聴取し施策に反映させる方法、事業の実施方法等について事前に提案を受ける方法などがあります。

②効果・メリット

●市民参画の促進

- ・委員会等の委員としてNPOが参画することや、NPOから事業提案等を受けることにより、行政の施策形成における市民参画の促進が図られます。

●市民ニーズへの対応

- ・事業計画の策定や事業の実施にあたり、最前線で活躍するNPOの意見や提案を取り入れることにより、市民ニーズへの的確な対応が図られます。
- ・当事者の身近にいるNPOが参画することで、当事者のニーズを生かした施策立案につながります。

●新たな課題の発掘と行政サービスの質の向上

- ・NPOの先駆的な意見や、地域の実情を反映した提案が活かされることで、新たな行政課題や、行政が見落としがちな課題の発掘につながり、行政サービスの質の向上が図られます。

●創造的・先駆的な提案

- ・多様なNPOが参画することにより、行政にはない発想や、創造的で先駆的な意見や提案が期待できます。

③留意点

●透明性の確保と情報公開

- ・透明性を確保するため、委員会等を設置した場合は、設置要綱や委員名簿の公開、会議の公開、会議日程の周知、会議録の公開等、情報公開を進めることが必要です。

●効果的な企画提案

- ・NPOは、行政の仕組みを十分に理解した上で、部局や事業内容に応じ、適切なタイミングで企画提案を行うことが重要です。

●情報の共有と公開

- ・行政は、どのようなプロセスで政策決定していくのか、また、どのような段階で意見が反映されるのか等について、事前に示しておく必要があります。

●意見の聴取と施策反映への検討

- ・行政は、批判的な意見も含め、多様なNPOからの発言や提案を受け止め、まず意見を聴く姿勢を基本とすることが重要です。寄せられた意見や提案については、真摯に受け止め、施策等への反映の可否を検討します。

(4) 委託

①委託とは

本来行政が行うべき事業について、行政にはない優れた特性を持つ他の主体に、契約により実施を委ねる方法です。委託の場合、事業の主体はあくまでも行政であり、事業に関する最終的な責任及び成果物は、委託者である行政に帰属します。

②効果・メリット

●市民ニーズに対応した公共サービスの提供

・これまで行政が自ら行ってきた領域に、NPOの特性を取り入れることで、より市民ニーズに合った公共サービスを提供できるようになります。

●NPOの信用度向上

・NPOにとっては、実務経験やノウハウを蓄積し、信用度の向上を図ることが期待できます。

③留意点

●契約手続きは企業と同じ

・NPOへの事業委託であっても、契約の手続き等は、企業との委託契約と同じです。

●再委託の禁止や個人情報の保護

・契約にあたっては、委託業務を一括して他の者に請け負わせてはならないこと（「再委託の禁止」）や、個人情報の保護等の観点から、受託者に一定の守秘義務が生じる場合があります。そのため、契約書にはこれらの事項を明記する必要があります。

●第三者への損害

・第三者への損害などトラブルが発生した場合の対処についても、契約書上明確にしておくことが重要です。

●著作権・意匠権

・著作権・意匠権等の権利が発生する場合は、その帰属を契約書に明記します。原則として、委託者である行政に帰属します。

●成果品に対する責任

・委託の責任や成果の帰属は委託者である行政にある一方、受託者であるNPOにも成果品に対する一定の責任があります。

●情報提供・情報交換

・必要な場合には情報提供や情報交換を行うなど、双方の理解・合意のもとに事業が円滑に執行できるよう努める必要があります。

●仕様書も契約の一部

・仕様書は委託する事業の内容を具体的に記載した文書であり、契約の一部をなすものです。仕様書の内容を勝手に変更して実施することはできません。仕様書どおりに事業が実施されない場合は契約違反になります。

●主体は行政

・委託事業の実施に関し、意見の相違が生じた場合には、十分な調整を行うことが必要ですが最終的な責任は行政にあります。そのため受託者であるNPOは、行政の最終的な判断を踏まえて事業を実施することとなります。

●効率性、有効性

・NPOは、税金を使うことに伴う責任を自覚し、事業実施にあたっては、効率性、有効性の向上に努める必要があります。

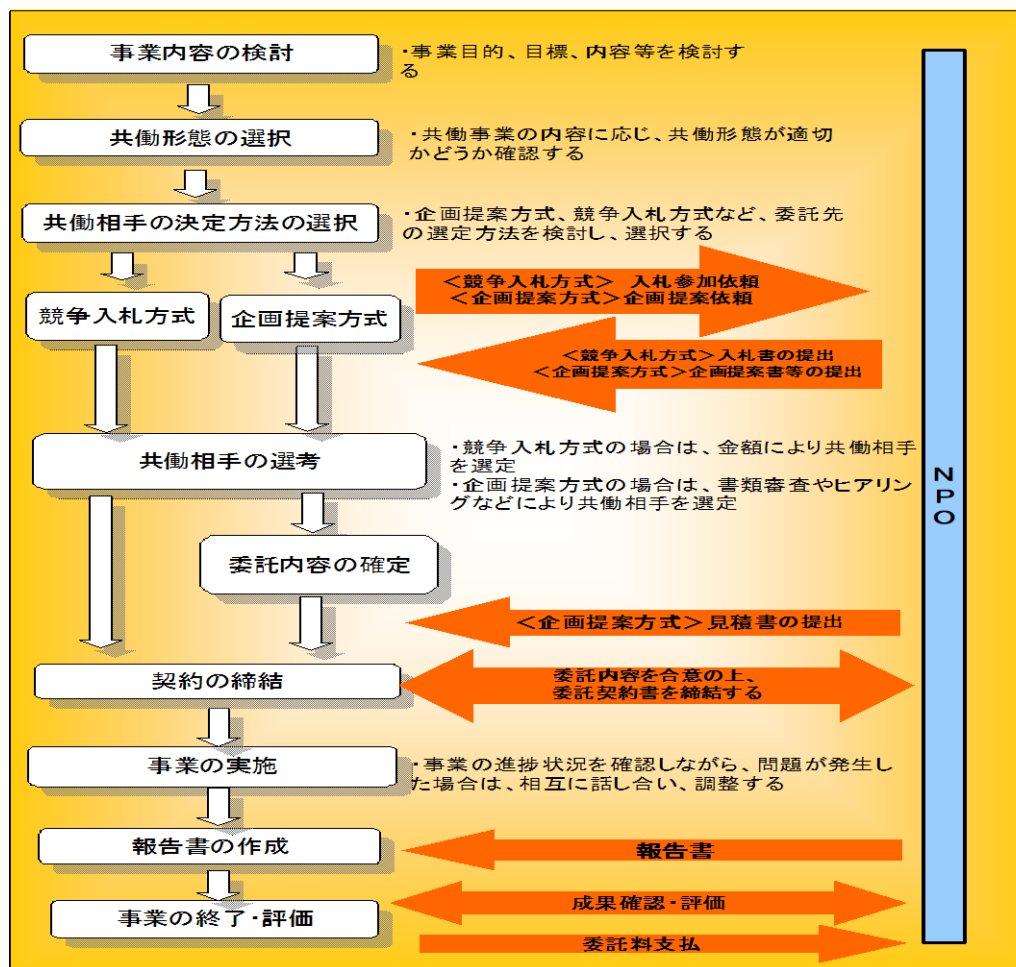
●NPOへの十分な説明

- ・委託という形態に慣れていないNPOも少なくないことから、行政は、様々な機会を通じて、委託事業の性格や義務、役割分担等について十分な説明を行うことが求められます。また、補助と委託の相違について理解を促すことも重要です。

●必要経費の積算

- ・行政は、予算の積算にあたっては、企業に委託する場合と同様、適切な人件費単価による積算や間接費の設定等、事業に必要な経費は全て適正に積算する必要があります。

④フローチャート（例）



◆契約の締結方法

行政の事業は、公益を目的として実施されるものであり、市民の厳粛な信託のもと、税金によって賄われています。このため、契約の締結にあたっては、次の点が求められます。

- ① 公正性：公平・公正な対応を行い、機会均等を図ること
- ② 経済性：最小のコストで最大の効果を上げるとともに、競争性を確保すること
- ③ 確実性：事業が途中で中断されることのないよう、確実な履行が確保されること。

これらの要件を担保するため、地方自治法および地方自治法施行令では、「入札参加資格審査」の制度を設けるとともに、「一般競争入札」を行政が行う契約方法の原則としています。

なお「一般競争入札」によらない契約方式として「指名競争入札」や「随意契約」がありますが、これらは地方自治法施行令で規定された特定の要件に該当する場合に限り、行うことができるものとされています。

◆契約の名義人について

契約の名義人は、法人の場合は当該法人の名義とし、法人格のない任意団体の場合は、その代表者である個人の名義とします。

(5) 共催

①共催とは

NPOと行政等が共に主催者となり、それぞれが主催者としての責任を分担しながら、一つの事業を実施する方法です。

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

・お互いの知識、経験、能力、人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、それぞれが単独で実施する場合と比べ、より大きな事業効果が期待できます。

●NPOと行政のパートナーシップの構築

・事業の企画段階から意見を出し合いながら実施することで、相互理解が深まり、NPOと行政の協力関係の促進や適切なパートナーシップの構築につながります。

③留意点

●早い段階からの目的・情報の共有

・事業の検討段階から、事業の目的や情報を共有し、事業内容について十分な協議を行うことが重要です。

●役割分担と責任の所在の確認

・共催は、行政とNPOがそれぞれ主催者として責任を分担する方法であるため、役割分担や、経費分担、責任の所在について、早い段階で確認しておく必要があります。また、NPOについても主催者の一員としての責任が求められます。

●リスク管理

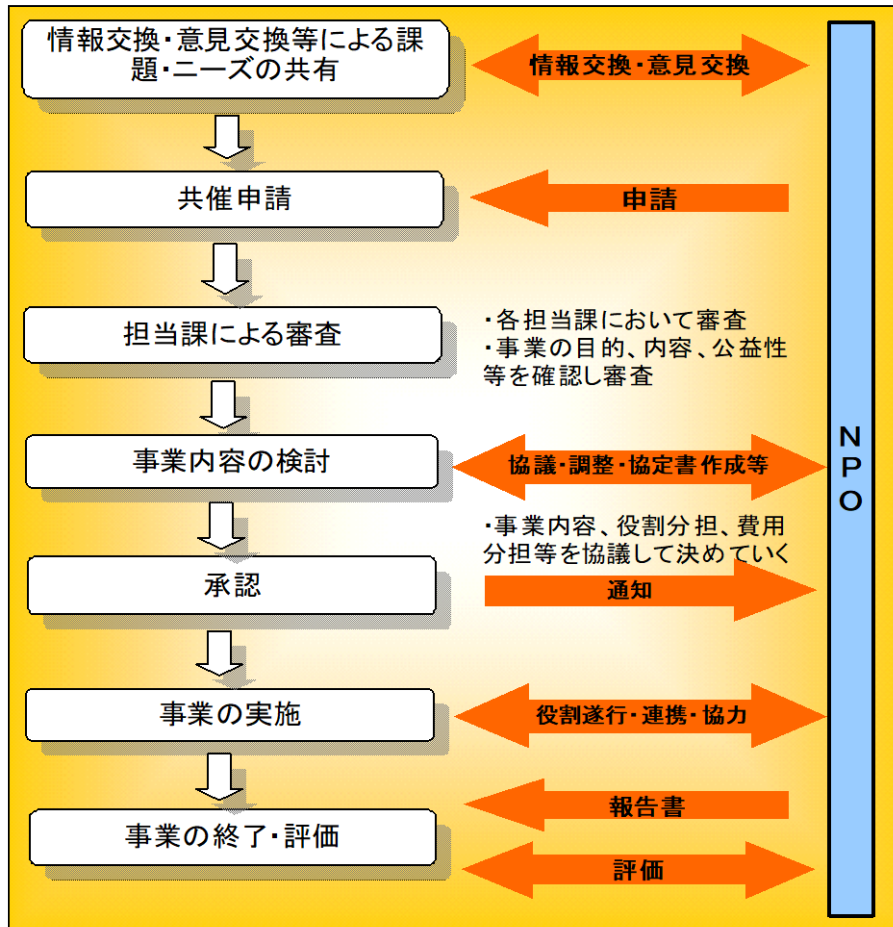
・イベント等における事故防止策や、事故発生時の対処・補償方法等について、事前に確認しておく必要があります。

●進捗状況の確認

・事業実施中においても、定期的に協議の場を設け、進捗状況や課題について十分に共有・検討することが重要です。

④フローチャート（例）

NPOからの申請により、共催する場合



（6）実行委員会・協議会

①実行委員会・協議会とは

NPOと行政で構成される「実行委員会」や「協議会」といった新たな組織を設置し、その組織が主催者となって事業を実施する方法です。

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

・共催と同様に、お互いの知識、経験、人的ネットワーク、資源等を持ち寄ることで、単独で実施する場合と比べ、より効率的かつ効果的な事業運営が期待できます。

●パートナーシップとネットワークの構築

・事業の企画段階から意見を出し合うことで、適切なパートナーシップを築くことができます。また、構成メンバー間の交流や連携が促進され、新たなネットワークの構築も期待できます。

③留意点

●早い段階からの目的・情報の共有

・事業の検討段階から、目的や情報を共有し、事業内容について十分な協議を行うことが重要です。

●事務局の選定

・事業の核となる団体を事務局とし、多様な主体が参加する組織構成にするなどの工夫が必要です。

・また、行政が主導して組織した実行委員会等であっても、事務局をNPOが担うなど、市民主体の運営に配慮することが望まれます。

●**役割分担と責任の所在の確認**

・実行委員会や協議会は、行政とNPOがそれぞれ主催者として責任を分担する方法であるため、役割分担や経費分担、責任の所在について早い段階で確認しておく必要があります。その際、必要に応じて協定書の締結や実行委員会規約の作成等により、内容を明確にしておくことが重要です。また、NPOについても、主催者の一員としての責任が求められます。

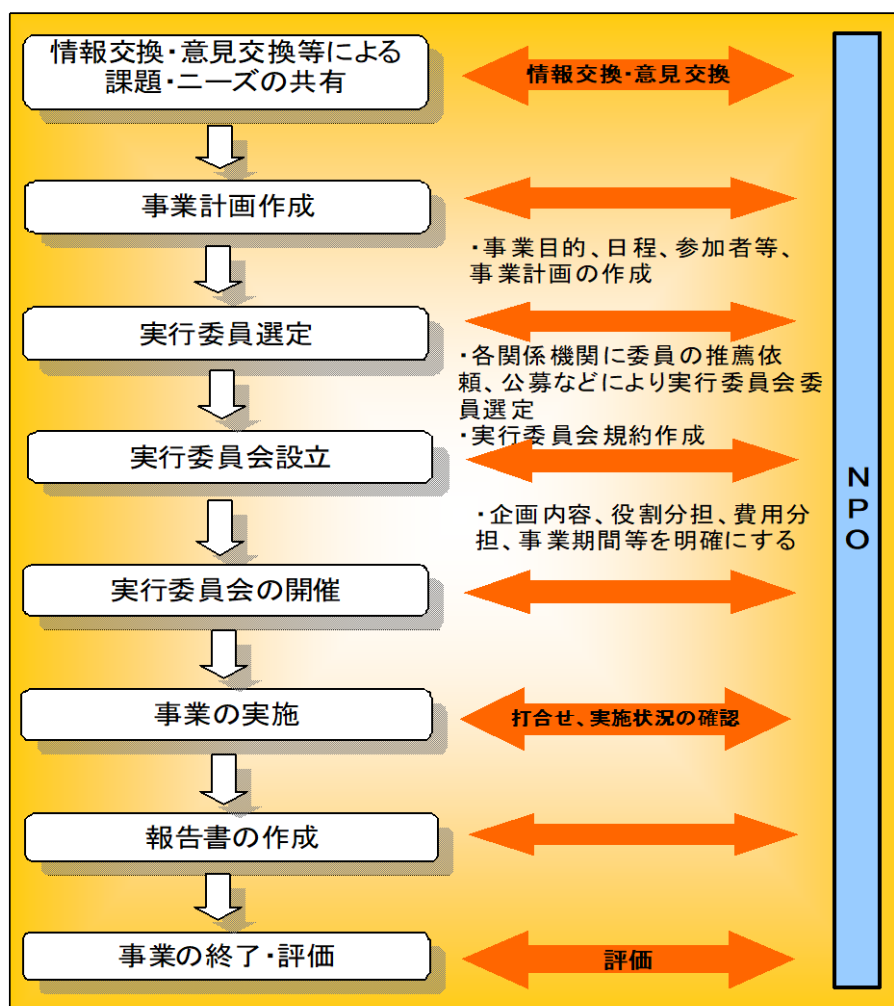
●**リスク管理**

・イベント等における事故防止策や事故発生時の対処・補償方法等について、事前に確認しておく必要があります。

●**進捗状況の確認**

・事業実施中においても、定期的に、協議の場を設け、進捗状況や課題について共有・検討する必要があります。

④フローチャート（例）



(7) 補助

①補助とは

NPOが主体的に行う公益性の高い事業について、行政がその目的を共有し、資金面で支援する方法です。

事業の実施主体は、補助を受けるNPOであり、事業の実施に関する責任及び成果の帰属もNPOにあります。

なお、補助金を交付する場合には、福岡市補助金交付規則や関係要綱等に基づき、補助金の目的、対象事業、交付対象者等を定める必要があります。

②効果・メリット

●市民サービスの向上

・NPOは、市民ニーズに柔軟に対応することができるため、行政が取り組みにくい課題や先駆的な事業を支援することで、多様化する市民サービスへの対応が可能となります。

●NPO活動の活性化

・NPOが主体的に事業を実施でき、NPOの自己資金のみでは実現が難しい事業にも取り組むことができるため、活動の幅や可能性が広がり、NPOの今後の展開につながることを期待できます。

●NPOの組織力の向上

・補助事業を実施することにより、事業に関する積極的な情報公開、適正な資金管理、事務処理能力の向上などにつながります。

●NPOの信用度向上

・市の補助事業の実績によって、市民や地域からの信用度の向上を図ることが期待できます。

③留意点

●実施主体はNPO

・補助事業の実施主体はNPOであり、事業の成果はNPOに帰属するとともに、責任もNPOが負います。

●市民への説明責任

・補助事業については、審査・選考の過程から事業評価に至るまで、一定のプロセスを経て、税金がどのように社会や地域に還元されたのかを市民に説明する責任があります。そのため、公開プレゼンテーションの導入により妥当性や透明性を確保することや、補助金が有効に活用されたかを確認するため、成果報告会等を公開で実施することも重要です。

●補助金の財源は税金

・補助金の財源は税金であるため、NPOは、公正かつ効率的に使用しなければならない責任があります。また、関係規則や要綱に基づき、補助金の目的や定められたルールに従って補助事業を実施する必要があります。例えば、支出にあたっては一定の手続きが求められるほか、用途を明確にすることが必要です。このほか、補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取消しや、補助金の返還等が生じる可能性があります。

④フローチャート（例）



(8) 後援

①後援とは

NPOが行う公共性の高い事業について、その内容が行政の目的や施策と合致すると認められる場合に、行政が後援名義の使用を承認し、事業を支援する方法です。

具体的には、NPOからの申請に基づき、各事業担当課において、当該事業の公益性や行政施策との整合性等を判断した上で、後援の承認を行います。

②効果・メリット

●NPOの信用度向上

- ・行政が後援することにより、事業の社会的信用度が高まり、市民の理解や参加が促進されるとともに、事業の成果の向上が期待されます。

③留意点

●各事業担当課で申請受付

- ・後援名義の使用の可否については、業内容に応じて各事業担当課が判断します。

●事業に対する後援

- ・後援は、個々の事業に対して承認するものであり、事業を実施する団体自体を対象とするものではありません。そのため、後援名義の使用については、事業ごとに判断する必要があります。また、後援は、当該事業が行政施策上、後援する必要があると認められた場合に承認されるものであり、申請された全ての事業が承認されるとは限りません。

●責任の所在

- ・事業の実施主体はNPOであり、事業の実施に伴い発生した事案についての責任は、NPOが負うこととなります。行政は後援名義の使用を承認するものであり、事業の実施に関する責任や費用負担等については責任を負いません。

●事業報告書の提出

- ・後援の承認を受けた事業の主催者であるNPOは、事業終了後に事業報告書を提出するなど、一定の責任があることを認識しておく必要があります。

●公平性・透明性の確保

- ・後援にあたっては、公平性および透明性が確保される基準や手続きが必要です。行政は、後援に関する基準や申請に必要な書類、事業実施後に提出すべき書類等をあらかじめ整理し、公表しておくことが望まれます。また、申請期限（例：事業実施の2ヶ月前まで等）が定められている場合には、事前に明示しておく必要があります。
- ・申請に対しては、できる限り速やかに審査結果を通知するとともに、承認できない場合には、その理由を付して文書で通知することが重要です。

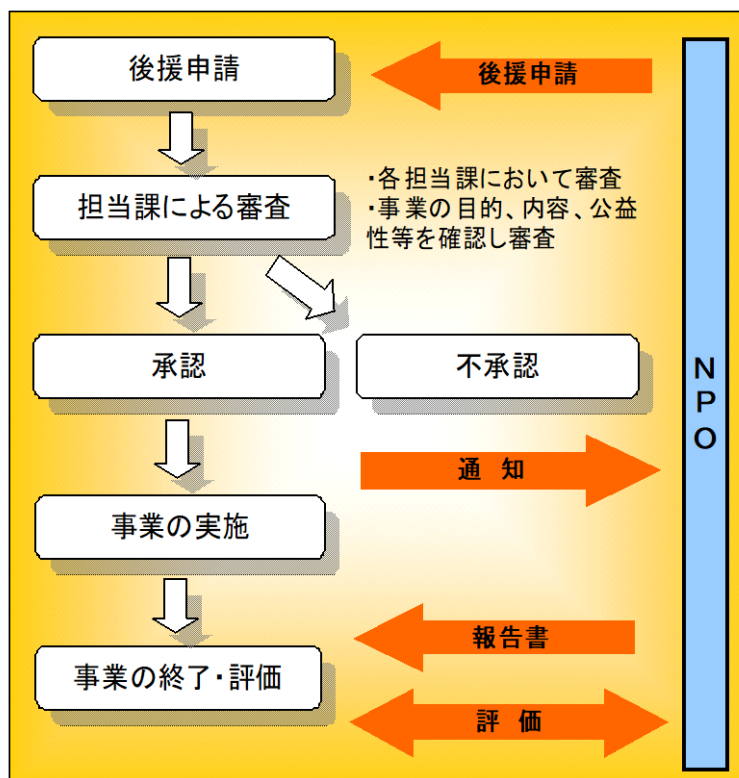
●NPOの活動状況の把握

- ・後援に関係する行政の各主管課は、後援名義使用の基準に基づき、必要に応じてNPOの活動状況の把握を行うことが重要です。

●申請事業の内容確認

- ・後援に関係する行政の各主管課は、事業内容が行政施策の方針と合致しているか等について、事業ごとに公益性を適正に判断する必要があります。「過去に後援名義の使用承認を行っていない」「他団体との関係上、特定の団体に後援できない」などの理由のみで申請を判断するのではなく、申請事業の内容に基づき、後援の可否を適切に判断することが重要です。

④フローチャート（例）



※これは参考様式です。
 様式については申請書を提出する
 事業担当課にお尋ねください。

後援名義使用申請書(例)

年 月 日						
福岡市長 あて						
〒						
住 所						
団 体 名						
代表者名						
電話番号						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">担当者名：</td> <td rowspan="4" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TEL：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">FAX：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">E-mail：</td> </tr> </table>		担当者名：	}	TEL：	FAX：	E-mail：
担当者名：	}					
TEL：						
FAX：						
E-mail：						
事業名称						
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
会 場						
入場料等	無料 ・ 有料 () 円					
内 容						
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。）でないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 					
該当する場合、右の口に○をつけてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・後援名義を申請する事業の内容が、承諾基準に合致（（裏面「Ⅰ．事業内容確認事項」の全ての項目に該当））することを誓約します。 <input type="checkbox"/> ・注意事項（裏面「Ⅱ．申請にあたっての注意事項」の全ての項目）を遵守します。 <input type="checkbox"/> ・承諾後（事業終了後）に申請内容が事実と異なることが判明した場合には、承諾の取消や承諾を取り消した日から3年以内に行う申請に対して不承諾とする措置を受けても異議を申し立てません。 <input type="checkbox"/> 					
他への後援申請 (予定含む)						
その他						

NPOと行政の共働マニュアル

【編集・発行】

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

住 所 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階

電 話 092-711-4283・4927

FAX 092-733-5768

Eメール koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp



◆NPOへの支援、あすみん、共働について：電話：092-711-4283

◆NPO法人の認証・認定について：電話092-711-4927

令和8年4月

◆NPOと行政の共働マニュアル

福岡市ホームページ
トップページ



地域の活動・
NPO・ボランティア



NPOとの
共働推進

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/kyoudoumanual26.html>

